琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を平成31年3月20日午前9時00分 総合センター二階 大ホールに召集する。

| 出 | 席委員 | | | | | 欠席委員 |
|---|-----|----|-----|----|----|------|
| 3 | 宮﨑 | 知純 | 9 | 松浦 | 修 | |
| 5 | 山田 | 悟 | 1 0 | 大森 | 薫之 | |
| 1 | 都村 | 尚志 | 1 1 | 山本 | 重憲 | |
| 2 | 久保 | 保 | 1 2 | 宮脇 | 久雄 | |
| 4 | 西島 | 好弘 | | | | |
| 6 | 神餘 | 哲夫 | | | | |
| 7 | 牛田 | 正夫 | | | | |
| 8 | 森本 | 初美 | | | | |

農業委員会事務局出席者 書記 大西 洋二

<議事日程>

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による

農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 非農地証明願について

その他

会長 挨拶

会長 それでは議事にはいります。本日の会議録署名委員は12番の宮脇委員 と、1番の都村委員です。

会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **議案第1号 農地法3条許可申請について** 事務局より説明お願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。 お手元の議案書1ページ 番号1 をご覧下さい。 譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み 上げて説明。 場所につきましては、五條の金倉川にかかる東橋を少し南側に行った西側になります。

この案件は、地籍調査により判明したものです。現況も譲渡人が交錯しています。下限面積については不足致しますが、農地法の施行令3条3項3号に該当すると判断致しました。公図、営農計画書、登記事項証明書等添付書類も揃っています。また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

大森委員 事務局から説明のあったとおりでございます。譲渡人、譲受人は親戚関係にあります。地籍調査の結果を現況にあわすもので、譲受人以外に利用できる方はいません。また取得された農地は56㎡でございますが隣接地と一体利用されますので、譲受人において十分に活用していただけると思います。以上、特に問題ないかと思われますのでどうぞ、皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

事務局 続いて、お手元の議案書 議案1ページ 番号2をご覧ください。 譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み 上げて説明。

場所につきましては、県道丸亀三好線の酒の郵便屋さんを東に入ったところです。譲受人が親戚の農地を無償で譲り受けるものでございます。譲渡人は新規就農の事業も利用して熱心に農業に取り組んでおられます。下限面積の要件を満たし、公図、営農計画書、登記事項証明書等添付書類も揃っていますし、また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長地元委員さん説明お願い致します。

久保委員 譲受人は、伯父さんがご高齢になられその農業後継者ということで5年 ほど前に関西の方から来られました。現在のところ、にんにく、レタス等 を栽培されています。譲渡人は、譲受人からすると伯父にあたります。茨 城県という遠方でもあり、今後の管理面、有効利用を考えこの度無償譲渡 する運びになりました。農地の譲渡ということで、利用目的からするとそ の譲渡人としては全く問題ありません。また、その他についても特に問題 はないかと思われますので、どうぞ、皆様のご審議のほどよろしくお願い いたします。 会長 議案第1号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 農地法第3条許可について賛成の方は、挙手を お願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第2号** 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による 農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明お願いします。

事務局 農用地利用集積計画総括表 整理番号1から7について、権利の受け手、 権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々 に読み上げて説明。

> 以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

> 平成31年3月29日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

大森委員 最終は、利用権を設定する方たちで決めるものだとは思いますが、今回 賃借権によるものがございます。賃借料について、農業委員会はどのよう な対応をされているのですか。

事務局 賃借料については、農地法の改正に伴い農業委員会としての標準的な金額の提示をする必要がなくなりました。その代わりとして、年間の利用権の設定を集計して、使用貸借件数、最高額、最低額などを公表することになっています。最近の利用権設定では、使用貸借によるのもがほとんどで賃借権によるものはほぼございませんが、新規の設定や再設定の場合の目安として参考にしていただいています。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地 利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第3号 非農地証明願について事務局より説明お願いします。

事務局 農地法第5条事業計画変更についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書 議案4ページをご覧下さい。

申請人、申請地、事業計画を延伸する変更内容などについて読み上げて説明。

場所につきましては、下櫛神社から300m程東に行ったところです。 非農地証明部分につきましては、申請者の申請者の自宅の南部分で、現在 は植木が植えられて庭などになっています。申請者の農業後継者である息 子さんが、西側に家を建てられるということで自宅回りを調査したところ、 自宅前の土地の地目が田のままであることが判明したものです。昭和36 年頃からということで当時の詳しいいきさつについては不明ですが、すで に50年以上経過しており、また復元が容易ではないなど琴平町としての 非農地証明の要件は決めていませんが、事務局としては非農地として扱っ てもよいのではないかと思い、受理しております。

以上で説明は終わります。

会長 ただいま議案第3号の説明がございました。これに関して地元委員さん のご説明お願い致します。

会長 報告第2号 使用貸借終了農地返還通知について 事務局より説明お 願いします。

山本委員 事務局から説明があった通りでございます。場所につきましては、香川 県中部浄水の西側、北山の集会場の道を挟んで、北西側を少し入った所 になります。現在は庭とガレージの一部になっており、自宅と一体利用されています。申請者の父、新規就農されている方からみると祖父が行ったものでありすでに亡くなられており、申請者もその詳しい内容についてはあまりよく知らないようでございました。面積も112㎡と過少なものでございますし、また農地への復元は難しいように思えます。

以上簡単なものではございますが、説明を終わらせていただきます。

事務局 以前もその話はありました。近隣では30aというところもあります。 県内の状況を調べた上で、次回検討頂けたらと思います。

会長 議案第3号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号 非農地証明願について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたします。

会長その他についてなにかございますか。

事務局 今月、農地法第3条の3の規定による届出書を1件受理しております。

会長 次回は、4月19日(金)午前9時00分琴平町役場3階大会議室にて お願いいたします。

会長以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。